

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	生活保護関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

茨城県知事は、生活保護関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県知事

公表日

令和7年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護関連事務
②事務の概要	<p>生活保護法に基づき、生活に困窮した国民に、憲法第25条に規定する健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的に、保護を実施する。</p> <p>また、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づき生活保護法に準じて外国人に対する生活保護に関する事務を行う。</p> <p>[特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容]</p> <ul style="list-style-type: none">① 生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)第19条第1項の保護の実施に関する事務② 生活保護法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務③ 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務④ 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務⑤ 生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務⑥ 生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務⑦ 生活保護法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務⑧ 生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務⑨ 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務⑩外国人に対する生活保護に関し、①～④、⑥～⑨に関する事務の規定に準じて行う事務
③システムの名称	生活保護システム、統合宛名管理システム、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護情報システム	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表第23項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令 第1項の表第1</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第3条第1項</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="text-align: center;">[実施する]</div> <div style="text-align: right;"> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<p>(情報提供) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第 13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第15、16、20、22、30、39、42、44、50、51、55、61、65、71、76、77、78、88、89、91、98、110、127、134、143、146、153、157、160、163、169、170、171、172、173、174条</p> <p>(情報照会) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第42、43、161、162の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第44条、45条、163条、164条</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第3条第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部福祉人材・指導課
②所属長の役職名	福祉人材・指導課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6(茨城県庁15F) 茨城県福祉部福祉人材・指導課 TEL: 029-301-3164
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6(茨城県庁15F) 茨城県福祉部福祉人材・指導課 TEL: 029-301-3164
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	生活保護システムや統合宛名システムにマイナンバー、基本4情報(氏名(漢字・かな)、生年月日、性別、住所)を登録する場合は、複数人で読み合わせしながら登録する、登録内容について複数人で確認するなど登録内容に誤りがないようチェック体制を整えている。上記の対策を行っていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input checked="" type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	宛名システムやその他の業務システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち業務上必要のない特定個人情報に、各業務担当者がアクセスできないようにアクセス制御を行っている。また、権限についても年に1回名簿を作成し、業務担当者以外のものに権限がついていないか確認を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②	【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容】 ・生活保護法保護の実施に関する事務	【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容】 ①生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第1項の規定に	事後	生活保護事務における取扱い範囲の明確化
平成28年7月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の15の項 ・番号法第9条第2項	・番号法第9条第1項 別表第一の15の項 ・番号法第9条第2項	事後	条例制定
平成28年7月20日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の	事後	番号法改正
平成28年7月20日	II じきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成28年6月1日 時点	事後	時点修正
平成28年7月20日	II じきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成28年6月1日 時点	事後	時点修正
平成29年7月20日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の	事後	[提供側] 主務省令制定
平成29年7月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	福祉指導課長 石川 真澄	福祉指導課長 石橋 秀治	事後	人事異動
平成29年7月20日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6(茨城県庁15F) 茨城県保健福祉部福祉指導課	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6(茨城県庁15F) 茨城県保健福祉部福祉指導課	事後	連絡先の修正
平成29年7月20日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6(茨城県庁15F) 茨城県保健福祉部福祉指導課	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6(茨城県庁15F) 茨城県保健福祉部福祉指導課	事後	連絡先の修正
平成29年7月20日	II じきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	時点修正
平成29年7月20日	II じきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	時点修正
平成30年7月6日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	福祉指導課長 石橋 秀治	福祉指導課長	事後	役職名のみに修正
平成30年7月6日	II じきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	時点修正
平成30年7月6日	II じきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	時点修正
平成30年7月6日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の	事後	番号法改正
令和1年6月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	生活保護関連業務	生活保護関連事務	事後	業務→事務に修正
令和1年6月25日	II じきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	2018/6/1	2019/6/1	事後	時点修正
令和1年6月25日	II じきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2018/6/1	2019/6/1	事後	時点修正
令和1年6月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②	【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容】 ①生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第1項の規定に基	【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容】 ①生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第1項の規定に	事後	番号法改正
令和1年6月25日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の	事後	[提供側] ・番号法第19条第7号別表第
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	①生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第1項の規定に基づく保護の実施に関する事務	①生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第十九条第一項の保護の実施に関する事務	事後	主務省令改正
	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の	事後	[提供側] ・番号法第19条第7号別表第
	II じきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日 時点	令和2年4月30日 時点	事後	時点修正
	II じきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日 時点	令和2年4月30日 時点	事後	時点修正
	II じきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月30日 時点	令和3年4月30日 時点	事後	時点修正
	II じきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月30日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の	事後	[提供側] ・番号法別表第二の主務省
令和4年8月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の	[提供側] ・番号法第19条第8号 別表第二の9、10、14、16、18、20、	事後	[提供側] ・別表第二の20を削除
令和4年8月10日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月30日時点	令和4年4月30日時点	事後	時点修正
令和4年8月10日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和6年2月5日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月30日時点	令和5年5月30日時点	事後	時点修正
令和6年2月5日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年6月1日時点	令和5年5月30日時点	事後	時点修正
令和6年2月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第8号 別表第二の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 ・番号法別表第二の+AB36:AO38主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第44の4、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2の2、第59条の3 ※外国人の生活保護関係情報は除く。 [照会側] ・番号法第19条第8号 別表第二の26の項 ・番号法第19条第9号 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第3条第1項及び第2項	[提供側] ・番号法第19条第6号 ・番号法第19条第8号 別表第二の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第44の4、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3 ※外国人の生活保護関係情報は除く。 [照会側] ・番号法第19条第8号 別表第二の26の項 ・番号法第19条第9号 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第3条第1項及び第2項	事後	[提供側] ・番号法第19条第6号を追加 ・別表第二の113を追加 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条を追加 [照会側] ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規の改正による修正
令和6年2月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	生活保護システム、統合宛名管理システム、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム	生活保護システム、統合宛名管理システム、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム、医療保険者等向け中間	事後	制度改正
令和6年2月5日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	福祉政策課長 信田 好則	福祉政策課長 市村 志保	事後	人事異動

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項 別表第1の15の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第3条第1項 	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第11項、別表第23項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第15条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令 第1項の表第1 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第3条第1項	事後	法改正
令和7年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	[提供側] 番号法第19条第6号 番号法第19条第8号 別表第二の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第44の4、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3 ※外国人の生活保護関係情報は除く。 [照会側] 番号法第19条第8号 別表第二の26の項 番号法第19条第9号 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第3条第1項及び第2項	(情報提供) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第 13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第15、16、20、22、30、39、42、44、50、51、55、61、65、71、76、77、78、88、89、91、98、110、127、134、143、146、153、157、160、163、169、170、171、172、173、174条 (情報照会) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第42、43、161、162の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第44条、45条、163条、164条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第3条第1項及び第2項	事後	法改正
令和7年1月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉政策課長	福祉人材・指導課長	事後	組織改正、人事異動
令和7年1月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6(茨城県庁15F) 茨城県保健福祉部福祉政策課 Tel.:029-301-3164	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6(茨城県庁15F) 茨城県保健福祉部福祉人材・指導課 Tel.:029-301-3164	事後	連絡先の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6(茨城県庁15F) 茨城県保健福祉部福祉政策課 Tel:029-301-3164	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6(茨城県庁15F) 茨城県保健福祉部福祉人材・指導課 Tel:029-301-3164	事後	連絡先の修正
令和7年1月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年5月30日時点	令和6年11月1日時点	事後	時点修正
令和7年1月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年5月30日時点	令和6年11月1日時点	事後	時点修正
令和7年1月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	2)十分である	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	-	生活保護システムや統合宛名システムにマイナンバー、基本4情報(氏名(漢字・かな)、生年月日、性別、住所)を登録する場合は、複数人で読み合わせしながら登録する、登録内容について複数人で確認するなど登録内容に誤りがないようチェック体制を整えている。上記の対策を行っていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。		様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	9) 従業者に対する教育・啓発	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	-	2) 十分である	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	-	宛名システムやその他の業務システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち業務上必要のない特定個人情報に、各業務担当者がアクセスできないようにアクセス制御を行っている。また、権限についても年に1回名簿を作成し、業務担当者以外のものに権限がついていないか確認を行っている。	事後	様式改正に伴う項目追加